土地や建物などの譲渡所得について主な特例の適用を受ける場合の

申告書添付書類チェックシート



1. 居住用財産を売却した場合の課税の特例の適用を受ける場合

項目等		添付する書類	確認
居住用財産を売却した場合の3,000万円控 除の特例 (措法35条1項)	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】	
	2	譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産 の所在地とが異なる場合は、 戸籍の附票の写し など	
	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】 ※この特例の適用を受ける場合は、「5面」の添付が必要です。	
	2	被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書など	
被相続人の居住用財産を売却した場合の 3,000万円控除の特例 (措法35条3項)	3	売却した資産の所在地の市区町村長から交付を受けた「 被相続人居住用家屋等確認 書」	
	4	売却した資産に係る 売買契約書の写し などで、その譲渡対価の額が1億円(適用前譲渡がある場合には、1億円から適用前譲渡に係る対価の額の合計額を控除した残額) 以下であることを明らかにするもの	
	5	耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し(被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に、被相続人居住用家屋の敷地等を売却した場合には不要です。)	
	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】	
居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例	2	譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産 の所在地とが異なる場合は、 戸籍の附票の写し など	
(措法31条の3)	3	売却した居住用財産の登記事項証明書	
	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】	
	2	売却した居住用財産の 登記事項証明書 など	
	3	譲渡契約締結日の前日において住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産 の所在地とが異なる場合や、売却した日前 10 年内において住民票に記載されていた 住所を異動したことがある場合は、 戸籍の附票の写し など	
特定の居住用財産を売却した場合の買換	4	売却した居住用財産に係る 売買契約書の写し などで、その譲渡価額が1億円以下であることを明らかにするもの	
えの特例 (措法36条の2)	5	買い換えた居住用財産の 登記事項証明書、売買契約書の写し など	
	6	買換資産が築 25 年を超える中古の耐火建築物の場合には、耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(一定の要件に適合する保険契約で、買換資産である家屋の取得の日前2年以内に締結されたもの)が締結されていることを証する書類	
	7	譲渡資産を売却した日の属する年の翌年中に、買換資産を取得する見込みである場合には、⑤・⑥に代えて「買換(代替)資産の明細書」(この場合、⑤・⑥は買換資産を取得した日から4か月以内に提出が必要です。)	

項目等		添付する書類			
居住用財産の買換え等 の場合の譲渡損失の損 益通算及び繰越控除の 特例 (措法41条の5)	1	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》			
	2	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書 【租税特別措置法第 41 条の 5 用】			
	3	売却した居住用財産の 登記事項証明書、売買契約書の写し など			
	4	売却した時において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地と が異なる場合は、 戸籍の附票の写し など			
	(5)	買い換えた居住用財産の 登記事項証明書、売買契約書の写し など			
	6	買い換えた居住用財産の住宅借入金等の 残高証明書			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	譲渡資産を売却した日の属する年の翌年中に、買換資産の取得が行われる場合には、 ⑤・⑥は 翌年分の確定申告書に添付 し、提出期限までに提出しなければなりません。			
特定居住用財産の譲渡 損失の損益通算及び繰 越控除の特例 (措法 41 条の5の2)	1	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》			
	2	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租 特別措置法第 41 条の5の2用】			
	3	売却した居住用財産の 登記事項証明書、売買契約書の写し など			
	4	売却した時において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地と が異なる場合は、 戸籍の附票の写し など			
	5	譲渡資産に係る住宅借入金等の 残高証明書 (譲渡契約締結日の前日のもの)			

2. 収用等の場合の課税の特例の適用を受ける場合

項目等		添付する書類				
収用等により代替資産 などを取得した場合の 特例 (措法33条)	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】				
	2	収用等証明書 (公共事業施行者から交付を受けたもの)				
	3	代替資産を取得した旨を証する書類 (代替資産の 登記事項証明書 など)				
	4	収用等のあった年の翌年以後取得期限までに、代替資産を取得する見込みである場合には、③に代えて「買換(代替)資産の明細書」(この場合、③は代替資産を取得した日から4か月以内に提出が必要です。)				
	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】				
収用等により資産が買い取られた場合の5,000万円控除の特例 (措法33条の4)	2	収用等証明書 (公共事業施行者から交付を受けたもの)				
	3	公共事業用資産の買取り等の申出証明書(公共事業施行者から交付を受けたもの)				
	4	公共事業用資産の買取り等の証明書 (公共事業施行者から交付を受けたもの)				
特定土地区画整理事業 等のために土地等を売 却した場合の2,000万円 の特別控除の特例 (措法34条)	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】				
	2	特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等				
特定住宅地造成事業等 のために土地等を売却 した場合の1,500万円の 特別控除の特例 (措法34条の2)	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】				
	2	特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等				

項目等		添付する書類					
農地保有の合理化等の ために農地等を売却し た場合の800万円の特別 控除の特例 (措法34条の3)	(1)	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】					
		農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する旨を証する書類等					

3. その他の課税の特例等の適用を受ける場合

項目等	· · · · · ·		3を交ける場合 添付する書類	確認		
原点体点性。性术体系	1	譲渡所	得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】			
	2		童に関する 証明書等 ず、次の場合にはそれぞれ次の証明書)			
優良住宅地の造成等のために土地等を売却し		(重	、地方公共団体に対する土地等の譲渡の場合)			
た場合の軽減税率の特例 (措法 31 条の2)		1 !	土地等の買取りをする国又は地方公共団体の、その土地等を買い取った旨を証 書類			
		(地	方道路公社等の法人に対する土地等の譲渡の場合)			
		1 1	土地等の買取りをする法人の、その土地等を収用等の対償に充てるために買い た旨を証する書類			
特定の土地等を譲渡した場合の1,000万円の特	1	譲渡所	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】			
別控除 (措法 35 条の2)	2	譲渡資	童の 登記事項証明書、売買契約書の写し など			
	1	譲渡所	寒渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】			
	2	買換資	買換資産の取得を証する書類(買い換えた事業用資産の 登記事項証明書 など)			
	3		譲渡資産や買換資産に関する 証明書等 (例えば、次の場合にはそれぞれ次の証明書等)			
		1号買換え	譲渡資産や買換資産の所在地を管轄する市区町村長の、譲渡資産や買換資産 の所在地が特例の適用要件とされる特定の地域内であることを証する書類			
特定の事業用資産の買換えの特例 (措法 37 条)			(②譲渡資産が次の市 ^(※) の集中地域にある場合又は、①買換資産が次の市 ^(※) 地域以外の地域にある場合) ※ 熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ海 相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、 西宮市、芦屋市、名古屋市	浦市、		
		7 号	②譲渡資産の所在地を管轄する市長の譲渡資産が集中地域にある旨を証する書類⑤買換資産の所在地を管轄する市長の買換資産が集中地域以外の地域にある旨を証する書類			
		- 号買換え	(やむを得ない事情で、駐車場の用に供される土地等を取得した場合)			
			・都市計画法第30条第1項に規定する開発許可の申請書の写し又は同法第32条第1項若しくは第2項に規定する協議に関する書類の写し・建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の写し・文化財保護法第93条第2項の規定による発掘調査の実施の指示に係る書類の写し・建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続を理由とするものであることにつき、国土交通大臣が証明をしたことを証する書類の写し			
	4	には、	を売却した日の属する年の翌年中に、買換資産を取得する見込みである場合②に代えて「 買換(代替)資産の明細書 」(この場合、②は 買換資産を取得しら4か月以内 に提出が必要です。)	I		

項目等		添付する書類			
相続財産に係る譲渡所 得の特例 (措法 39 条)	1	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】			
	2	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 (注) 相続開始日によって、計算明細書が異なりますのでご注意ください。			
	3	相続税の申告書の写し(第1表、第11表(相続税がかかる財産の明細書)、第11の2表(相続時精算課税適用財産の明細書)、第14表(純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書)、第15表(相続財産の種類別価額表))			
	4	(物納した土地等がある場合には)物納許可通知書の写し【平成26年12月31日以前に 開始した相続により取得した相続財産を譲渡した方】			
	(5)	(物納申請中の土地等がある場合には) 相続税の物納申請書の写し及び相続税物納申請書別紙(物納財産目録)の写し 【平成26年12月31日以前に開始した相続により取得した相続財産を譲渡した方】			
固 定 資 産 の 交 換 (所法 58 条) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】					

- (注) 1 上記以外の特例を受けるために必要な書類は、最寄りの税務署にご確認ください。
 - 2 申告内容を確認するため、添付いただいた書類以外の書類(譲渡資産等の取得及び譲渡に係る売買契約書や譲渡費用等の領収書など)について、税務署から別途提示・提出を求める場合があります。